

NDSグループコンプライアンス方針

NDSグループ（以下、私たち）は、法令の遵守をはじめ、企業理念およびNDSグループ・サステナビリティ基本方針に基づき、「お客様」「社会」「グループ従業員」をはじめとするあらゆるステークホルダーに一層貢献すべく、本方針に従って腐敗行為の抑止を徹底してまいります。

1. コンプライアンス方針の適用範囲

本方針は、NDSグループ全ての役員及び従業員に適用します。

2. 贈賄行為の禁止

私たちは、不当な便益や優遇措置の取得または維持を目的としたいかなる形態の贈賄行為を行いません。また、適用法令及び社会的常識の範囲を超えた贈答接待の提供及び要求を行わず、健全な取引を構築します。

3. 公務員等に対する贈答行為の禁止

私たちは、関係法令に従い、公務員やそれに準ずる立場の者に対して金銭や利益の供与を行いません。これには、ファシリテーション・ペイメント（行政サービスに係る手続きの円滑化等を目的とした少額支払い）も含まれます。

4. 公正な競争

私たちは、独占禁止法の趣旨に則り、主要な操業地域である日本国内において談合やカルテル等の公正な競争を阻害する腐敗行為に一切応じません。

5. 反社会的勢力との関係遮断

私たちは、反社会的勢力に毅然たる態度で臨み、いかなる名目の利益供与も行いません。また、マネーロンダリング（資金洗浄）等に関与せず関係を遮断します。

6. インサイダー取引の禁止

私たちは、上場企業として、金融商品取引法に則り不正行為の撲滅に努めます。業務遂行上知り得た自社グループおよび取引先の未公表の内部情報に基づく自社及び当該他者の株式などの売買や、未公表の内部情報の他者への伝達を行いません。

7. 内部通報制度の適切な運営

私たちは、改正公益通報者保護法に準拠した公益通報者保護規程に則り、内部統制システムの一環として内部通報制度を適切に運営します。

(内部通報制度について)

NDSグループでは、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止および早期発見、自浄プロセスの機動性の向上、風評リスクのコントロール、ならびに社会的信頼の確保のため「企業倫理ヘルプライン」を設けています。ヘルプラインにはNDS相談窓口とCHD相談窓口があり、当社およびグループ会社のすべての役員・従業員（従業員には派遣やパートタイム契約に基づき勤務する者を含み、通報の日から1年以内に役員・従業員であった者も含む）に適用され、法令違反および不正行為について通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能または困難である場合、通報、申告または相談することができます。なお通報者は本規程による保護の対象となります。

8. 監督

NDSグループでは、代表取締役から指名されたものを委員長とする「コンプライアンス委員会」が、NDSグループ内において別途定める「コンプライアンス規程」が遵守されるように監督・指導・助言等を行います。また、規程に違反する事象が発生した場合は原因分析および再発防止策を策定し、重大な規程違反については制裁規程等に基づき制裁処分案を審議し決定します。審議内容については経営会議に付議することとしています。

9. 教育と研修

私たちは、本方針が全ての事業活動において効果的に実施されるように、本方針を社内コミュニケーションツールで常に役員及び従業員で共有するとともに、コンプライアンスに関する研修に取り組みます。

以 上

2025 年 4 月 1 日制定

NDS株式会社

代表取締役社長 上山 圭司